

## ◇予防短期入所サービス料金表 【強化型：総室】

★夜勤職員配置加算 1割:26円 2割:51円 3割:76円 ★サービス提供体制強化加算Ⅰ 1割:24円 2割:47円 3割:70円を含む

要介護度	負担割合	負担限度額	利用料金内訳				合計	
			予防短期入所療養介護費	滞在費	食費 朝食320円,昼食600円 おやつ100円,夕食600円	日用品費 石鹸・シャンプー・リンス タオル・お手拭類		教養娯楽費 雑誌・ビデオ・趣味 クラブ活動材料等
要支援1	1割	第1段階	757円	0円	300円	100円	150円	1,307円
		第2段階			600円			1,977円
		第3段階①		370円	1,000円			2,377円
		第3段階②			1,300円			2,677円
		第4段階		377円	1,620円			3,004円
	2割	1,514円	377円	1,620円	100円	150円	3,761円	
	3割	2,271円	377円	1,620円	100円	150円	4,518円	
要支援2	1割	第1段階	906円	0円	300円	100円	150円	1,456円
		第2段階			600円			2,126円
		第3段階①		370円	1,000円			2,526円
		第3段階②			1,300円			2,826円
		第4段階		377円	1,620円			3,153円
	2割	1,811円	377円	1,620円	100円	150円	4,058円	
	3割	2,716円	377円	1,620円	100円	150円	4,963円	

## ◇予防短期入所サービス加算項目

加算項目	単位	1割	2割	3割	内容
送迎加算	片道	194円	388円	582円	施設の車で送迎を行う場合
若年性認知症受入加算	日	127円	253円	380円	65歳未満で認知症機能検査にて認知度Ⅲ以上の方
個別リハビリ実施加算	回	253円	506円	759円	リハビリテーション実施計画に基づき個別リハビリテーションを実施
療養食加算	食	9円	17円	26円	医師の指示に基づき療養食の提供
生産性向上推進体制加算Ⅱ	月	11円	21円	32円	生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に実施
在宅復帰療養支援機能加算Ⅱ	日	49円	97円	146円	厚労省の指標に基づき在宅復帰在宅療養支援体制が整っている場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ		-	-	-	所定の単位数に対し75/1000を加算

## ◇「負担限度額の認定（滞在費・食費の軽減制度）」について

利用者様のご負担・要件について		食費	居住費	
			多床室	個室
第1段階	・生活保護、中国残留邦人等支援給付を受給されている方 ・老齢福祉年金(注1)を受けておられる方で、世帯全員が市町村民税非課税の方	300円	0円	490円
第2段階	・公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が80万円以下の方 ・預貯金等が、単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下である方(注3)	600円	370円	490円
第3段階	・公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方 ・預貯金等が、単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下である方(注3)	1,000円	370円	1,310円
第3段階	・公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が120万円超の方 ・預貯金等が、単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下である方(注3)	1,300円	370円	1,310円
第4段階	・第1～3段階以外の方(市町村民税課税世帯の方)	1,870円	377円	1,668円

(注1)老齢福祉年金とは、明治生まれの方で、他に恩給等年金等の支給がなく、本人、扶養義務者の収入が一定以下であることなどを条件に、全額国庫で賄われる年金です。

(注2)世帯分離をしていますが、配偶者の所得を勘案します。婚姻届を提出していない場合も、勘案の対象になります。

(注3)預貯金等の金額を確認するため、通帳のコピーの添付が必要です。

## ◇予防短期入所サービス料金表 【強化型:個室】

★夜勤職員配置加算 1割:26円 2割:51円 3割:76円 ★サービス提供体制強化加算Ⅰ 1割:24円 2割:47円 3割:70円を含む

要介護度	負担割合	負担限度額	利用料金内訳						合計
			予防短期入所療養介護費	滞在費	室料差額	食費 朝食320円,昼食600円 おやつ100円,夕食600円	日用品費 石鹸・シャンプー・リンス タオル・お手拭類	教養娯楽費 雑誌・ビデオ・趣味 クラブ活動材料等	
要支援1	1割	第1段階	697円	490円	3,300円	300円	100円	150円	5,037円
		第2段階			3,300円	600円			5,337円
		3段階①		1,310円	3,300円	1,000円			6,557円
		3段階②		3,300円	1,300円	6,857円			
		第4段階		1,668円	3,300円	1,620円			7,535円
	2割	1,394円	1,668円	3,300円	1,620円	100円	150円	8,232円	
	3割	2,090円	1,668円	3,300円	1,620円	100円	150円	8,928円	
要支援2	1割	第1段階	848円	490円	3,300円	300円	100円	150円	5,188円
		第2段階			3,300円	600円			5,488円
		3段階①		1,310円	3,300円	1,000円			6,708円
		3段階②		3,300円	1,300円	7,008円			
		第4段階		1,668円	3,300円	1,620円			7,686円
	2割	1,695円	1,668円	3,300円	1,620円	100円	150円	8,533円	
	3割	2,543円	1,668円	3,300円	1,620円	100円	150円	9,381円	

## ◇予防短期入所サービス加算項目

加算項目	単位	1割	2割	3割	内容
送迎加算	片道	194円	388円	582円	施設の車で送迎を行う場合
若年性認知症受入加算	日	127円	253円	380円	65歳未満で認知症機能検査にて認知度Ⅲ以上の方
個別リハビリ実施加算	回	253円	506円	759円	リハビリテーション実施計画に基づき個別リハビリテーションを実施
療養食加算	食	9円	17円	26円	医師の指示に基づき療養食の提供
生産性向上推進体制加算Ⅱ	月	11円	21円	32円	生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に実施
在宅復帰療養支援機能加算Ⅱ	日	49円	97円	146円	厚労省の指標に基づき在宅復帰在宅療養支援体制が整っている場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ		-	-	-	所定の単位数に対し75/1000を加算

## ◇「負担限度額の認定（滞在費・食費の軽減制度）」について

利用者様のご負担・要件について		食費	居住費	
			多床室	個室
第1段階	・生活保護、中国残留邦人等支援給付を受給されている方 ・老齢福祉年金(注1)を受けておられる方で、世帯全員が市町村民税非課税の方	300円	0円	490円
第2段階	・公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が80万円以下の方 ・預貯金等が、単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下である方(注3)	600円	370円	490円
第3段階	・公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方 ・預貯金等が、単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下である方(注3)	1,000円	370円	1,310円
第3段階	・公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が120万円超の方 ・預貯金等が、単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下である方(注3)	1,300円	370円	1,310円
第4段階	・第1～3段階以外の方(市町村民税課税世帯の方)	1,620円	377円	1,668円

(注1) 老齢福祉年金とは、明治生まれの方で、他に恩給等年金等の支給がなく、本人、扶養義務者の収入が一定以下であることなどを条件に、全額国庫で賄われる年金です。

(注2) 世帯分離をしていますが、配偶者の所得を勘案します。婚姻届を提出していない場合も、勘案の対象になります。

(注3) 預貯金等の金額を確認するため、通帳のコピーの添付が必要です。